

表彰制度の概要

バリアフリー法の趣旨を踏まえ、優れた取り組みを普及・推奨することを目的とし、国土交通分野におけるバリアフリー化の推進に多大な貢献が認められた個人又は団体を表彰する制度として、平成19年度に「国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰制度」を創設。これまで全19回で、地方自治体・交通事業者・NPO法人等のべ99団体を表彰。

表彰対象（推薦対象）

<これまでの主な対象項目>

公共交通機関・建築物・道路・公園などのバリアフリー化

国民のバリアフリー化の促進に関する理解や協力を求めることを目的とした活動

・子育て、認知症、発達障害等に対する支援の取組等
・職員等に対する接遇向上の取組等

※あくまでも国土交通分野（運輸・建設・観光等）における取組み

【参考】選考要領（抜粋）

- 表彰の対象
国土交通分野における多大な貢献が認められ、かつ、顕著な功績又は功労があったと認められる個人又は団体
- 表彰数
5件程度を目途とする。
- 再表彰の取扱い
 - (1) 同一の表彰理由に対する表彰は、重ねて行わない。
 - (2) すでに、勲章、褒章、内閣府の行うバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰を授与された個人又は団体は、対象外とする。

選考委員

- (H19.4～)
- ・中央大学 秋山 哲男教授
 - ・東洋大学 高橋 儀平名誉教授
- (H31.4～)
- ・大阪大学 新田 保次名誉教授
 - ・(一財)日本消費者協会 河野 康子理事

年間スケジュール（予定）

- 4月 推薦案件（自薦含む）の募集開始
- 7月末 推薦案件の募集締切
- 9月頃 第1次選考委員会
- 9月下旬～ 表彰対象候補案件の現地視察、ヒアリング
- 12月下旬頃 第2次選考委員会（表彰対象者の決定）
- 3月中旬頃 バリアフリー化推進功労者大臣表彰式